

気候変動適応推進会議の開催について

平成 30 年 12 月 3 日
関係府省申合せ案
令和元年 11 月 25 日
一部改正
令和 2 年 9 月 11 日
一部改正
令和 3 年 8 月 20 日
一部改正

1. 気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号）及び気候変動適応計画（平成 30 年 11 月 27 日閣議決定）に基づき、関係行政機関相互の連携協力の確保の下、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、気候変動適応推進会議（以下「推進会議」という。）を開催する。
2. 推進会議の構成は、別記 1 のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。
3. 推進会議の下に、幹事会を置く。幹事会の構成は別記 2 のとおりとする。
4. 推進会議及び幹事会の庶務は、環境省において処理する。
5. 前各項に定めるもののほか、推進会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。また、幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は幹事長が定める。

附 則

推進会議の開催に伴い、気候変動の影響への適応に関する関係府省庁連絡会議の開催について（平成 27 年 9 月 11 日関係府省申合せ）は廃止し、これまで同会議で決定した事項及び検討した事項等については、推進会議に引き継がれるものとする。

別記 1

議長 環境大臣
副議長 環境大臣が指名する環境副大臣
構成員 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
内閣府大臣官房政策立案総括審議官
金融庁総合政策局政策立案総括審議官
総務省大臣官房総括審議官
外務省国際協力局地球規模課題審議官
財務省大臣官房審議官
文部科学省研究開発局長
厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
農林水産省大臣官房審議官（技術・環境）
経済産業省産業技術環境局長
国土交通省総合政策局長
環境省地球環境局長
防衛省大臣官房審議官

別記 2

幹事長 環境省地球環境局総務課長
構成員 内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）
内閣府大臣官房企画調整課長
金融庁総合政策局総合政策課長
総務省大臣官房企画課長
外務省国際協力局気候変動課長
財務省大臣官房総合政策課政策推進室長
文部科学省研究開発局環境エネルギー課長
厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長
農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長
経済産業省産業技術環境局地球環境連携室長
国土交通省総合政策局環境政策課長
国土交通省気象庁大気海洋部気象リスク対策課気候変動対策推進室長
環境省地球環境局総務課気候変動適応室長
防衛省地方協力局環境政策課環境対策調整官